

件名：

シカゴ市及びイリノイ州クック郡による新型コロナウイルスの感染が拡大する地域からの移動に関する措置（対象州の変更18）

ポイント：

2020年1月12日、シカゴ市は緊急旅行命令を更新しました。これまで赤色、オレンジ色、黄色の3区分がありましたが、今回よりオレンジ色と黄色の2区分に変更されましたので、ご注意ください。オレンジ色はイリノイ州とハワイ州を除く48州と2地域（ワシントンD.C、プエルトリコ準州）、黄色は1州（ハワイ州）となります。詳細は本文と関連リンクをご参照下さい。なお、シカゴ市においては、違反者は一日当たり100～500米ドル、最高7,000米ドルまでの罰金の対象となる旨規定されていますので、くれぐれもご注意ください。

本文：

2020年11月13日から、シカゴ市の緊急旅行命令は、各州における10万人当たりの新型コロナウイルス新規陽性者数やシカゴの状況との比較データを基に、赤色、オレンジ、黄色の3つのカテゴリーに分けて移動制限措置の対象州が区分けされてきましたが、今回より赤色区分がオレンジ色区分と合体され、2区分の色分けとなりました。同緊急旅行命令の対象州からシカゴ市に入域する旅行者には下記の措置が適用されます。

また、クック郡については対象州を特定せず、クック郡郊外（Evanston、Oak Park、Skokie、Stickney Townshipを除く）にそれ以外の場所から入域する者は14日間の自主隔離が奨励されています。クック郡の旅行ガイダンスに関しては下記リンクをご参照ください。

<https://cookcountypublichealth.org/communicable-diseases/covid-19/covid-19-travel-guidance/>

さらに、クック郡郊外から除かれているEvanston、Oak Park、Skokie、Stickney Townshipについては、それぞれ管轄の公衆衛生・保健当局から同地域内の措置が発表される可能性がありますので、そちらをご確認ください。

○発効日時：2021年1月15日（金）午前0時1分から

○2色の区分け基準：

- ・オレンジ色：7日間の移動平均で算出する、人口10万人当たりの新規陽性者数が15人以上の場合
 - ・黄色：7日間の移動平均で算出する、人口10万人当たりの新規陽性者数が15人未満の場合
- ※区分け基準に沿った対象州の更新は、2週間に一度行われます。

○具体的な州の区分

- ・オレンジ色（48州と2地域（ワシントンD.C.、プエルトリコ準州））

Alabama、Alaska、Arizona、Arkansas、California、Colorado、Connecticut、Delaware、Florida、Georgia、Idaho、Indiana、Iowa、Kansas、Kentucky、Louisiana、Maine、Maryland、Massachusetts、Michigan、Minnesota、Mississippi、Missouri、Montana、Nebraska、Nevada、New Hampshire、New Jersey、New Mexico、New York、North Carolina、North Dakota

ta, Ohio, Oklahoma, Oregon, Pennsylvania, Rhode Island, South Carolina, South Dakota, Tennessee, Texas, Utah, Vermont, Virginia, Washington, West Virginia, Wisconsin, Wyoming, District of Columbia, Puerto Rico

・黄色 (1州)

Hawaii

○シカゴ到着前及び到着後にすべきこと

到着前：

・シカゴ公衆衛生局の旅行命令に記載されている対象州を確認し、必要不可欠でない移動は避けてください。

・オレンジ色リストの対象州からの旅行者は、到着の72時間前までにCOVID-19の検査結果が陰性であることを証明するものを用意、または到着後10日間（またはシカゴ滞在期間のいずれか短い方の期間）の隔離を計画する必要があります。

到着後：

・オレンジ色リストからの旅行者は、シカゴ滞在中に検査結果が陰性であった場合はそのコピーを保管するか、検査を受けない場合は10日間（またはシカゴ滞在期間のいずれか短い方の期間）隔離する必要があります。

・黄色リストからの旅行者は、特に検査や隔離の必要はありませんが、マスク着用と社会的距離の確保を行ってください。

○移動制限措置と旅行アドバイス

・オレンジ色リスト

措置：シカゴ到着時に10日間（またはシカゴ滞在期間のいずれか短い方の期間）の隔離を要する。しかし、シカゴ到着前の72時間以内に新型コロナウイルス感染症の検査結果が陰性であることが確認された場合、隔離は必要としないが、厳格なフェイスマスクの着用、社会的距離の確保を実施するとともに直接の集まりを回避すること。

旅行アドバイス：旅行（移動）を避ける。

・黄色リスト：

措置：隔離や到着前の検査の必要はない。マスク等の着用と社会的距離を厳格に維持する。

旅行アドバイス：必要不可欠でない旅行（移動）（non-essential travel）を避ける。

○期間

・同旅行命令は次の通知があるまで有効です。

・対象州の見直しは、隔週の火曜日に行われ、その週の金曜日午前0時1分から有効となります。

○同旅行命令の対象者：

下記の例外を除き、対象州からシカゴ市及びクック郡郊外に移動する全ての者

○同旅行命令対象の例外

・CISA が定める「必要不可欠な仕事」に携わる者の出張

※「必要不可欠な仕事」に携わる者の出張の場合、雇用主からその必要性を証する書面が必要かつその書面を常に携帯しておく必要があります。また、体温や症状の計測を行い、業務に関係しない行動を避けるとともに、可能な限り公共の場を避け、公共の場に出なければならぬ場合はマスクの着用や社会的距離の確保が求められます。

※「必要不可欠な仕事」に携わる者が仕事以外で該当する対象州からシカゴへ入域する場合は、自主隔離の対象となり、この例外の対象とはなりません。

- ・医療行為を受けるための旅行、共同親権により子供を養育するための旅行
- ・通学のため対象州からシカゴに入域する学生

※通学する学生も、必要不可欠な労働者と同様のガイダンスに従う必要があります。必要不可欠でない人との接触を避け、活動は学校に関連した活動や機能に限定し、公共の場所ではできる限り避けてください。

○罰金

シカゴ市においては、違反者は一日当たり100～500米ドル、最高7,000米ドルまでの罰金の対象となります。

※イリノイ州クック郡においては罰金に関する規定はありません。

○CISAが定める「必要不可欠な仕事」の定義は下記リンクを参照ください。

<https://www.cisa.gov/critical-infrastructure-sectors>

○シカゴ市の緊急旅行命令（Emergency Travel Order）と対象州リストについては下記リンクを参照ください。

<https://www.chicago.gov/city/en/sites/covid-19/home/emergency-travel-order.html>

https://www.chicago.gov/content/dam/city/sites/covid/documents/210111_Travel_Restriction_Order_States.pdf

○イリノイ州クック郡の旅行ガイダンス（Travel Guidance）については下記を参照ください。

<https://cookcountypublichealth.org/communicable-diseases/covid-19/covid-19-travel-guidance/>

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。